

矢板東高等学校附属中学校に係る運動部活動の方針【附属中】

1 運動部活動の方針

- ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- イ 共通の目的を掲げた集団で、協調性・責任感・連帯感が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うための活動とすること。
- ウ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる活動であること。
- エ 学校全体として運動部活動の指導・運営・安全に係る体制を構築すること。

2 学校の役割

- ア 校長は、運動部顧問の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- イ 校長は運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施を考慮し、教員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に関わる体制の構築を図る。
- ウ 校長は適正な数の運動部を設置する。(生徒や教員の数、安全の確保、内容の充実など円滑な運動活動の実施のため)
- エ 運動部顧問は「年間及び月間の活動計画・実績」を作成し校長に提出する。
- オ 校長は「運動部活動に係る活動方針並びに年間及び月間の活動計画等」について、毎年度作成しホームページにおいて公表する。
- カ 校長は活動計画・実績、大会等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮し、生徒・運動部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査するとともに適宜、指導・是正を行う。

3 休養日等の設定と確実な実施

- ア 週当たり2日以上(平日1日、土日はいずれか1日)の休養日(休養)を設ける。週末に、練習試合、大会等で休養日が取れなかった場合、他の日に振り替えるなどの配慮を行う。
- イ 長期休業や5月の連休等においても休養日をアに準じて設ける。
また、生徒が十分な休養を取ったり、運動部活動以外にも多様な活動を行ったりできるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ テスト期間中は、原則としてテスト1週間前から活動停止期間とする。

4 計画的な活動時間

- ア 1日の部活動の時間は、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。
- イ 活動時間内に、効率的に、集中して行えるように指導を工夫する。
- ウ 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- エ 朝練習については、原則実施しないこととする。(顧問から申し出があった場合、校長の許可によって、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。)

5 安全管理の徹底

- ア 校長及び顧問は、生徒の安全を第一に日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し、共有する・など安全対策を講じる。
- イ 運動部顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるように留意する。
- ウ 校長及び顧問は生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者への連絡体制を整備する。
- エ 校長及び顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。
また、特に高温・多湿の時期においては、熱中症事故を予防するために、水分補給をこまめに行い、健康観察を実施するなどして、生徒の体調を最優先に考え、運動が実施できる状況なのかを適切に判断する。

6 運動部顧問や外部指導者に係る配慮事項

- ア 運動部顧問は合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導 手引を活用し指導を行う。
- イ 運動部顧問と外部指導者等は生徒の人格を傷つける言動(ハラスメント)や体罰はいかなる場合も許されないことを十分理解するとともにその根絶を徹底する。また、いじめが起こらないよう十分配慮し、力に頼らない雰囲気づくりをする。
- ウ 運動部顧問は、外部指導者と連携して適切な指導を行う。

7 その他

文化部活動も本方針に準じて行う。